



國民精神總動員運動としての道路愛護運動

細田 徳壽

昨夏、暴支膺懲の聖戦を起して以來、北支に、江南に、將又海上の制覇に、到るところ、赫々たる武勳を樹て、驚異的戰果を納めて、國威を中外に宣揚すると共に、着々、東洋平和の貴重なる礎石を築きつゝある皇軍將士に對しては、茲に、年頭、改めて衷心より感謝の誠を捧ぐる次第である。

惟ふに、今次の支那事變は、我が尊嚴なる國體を擁護し、國運の飛躍的發展を期せんがためには、いづれの日にか、必ずや遭遇し、打開すべき宿命的障礙の一つであつたらう。しかも、支那事變の内に潜むものを凝視し、その後に来るものに想到すれば、眞に皇軍出征の目的を達成し、東洋長久の平和を確立することは、前程尙極めて遼遠なるを思はねばならず、舉國團結、以て戰時體制を確立強化すると共に、國民精神總動員、以て我が日本精神の眞髓を日常各般の業務生活に體現するの必要愈々大なるものがあるのである。

道路改良會並に日本交通協會に於ては、茲に鑑みるところあり、國民精神總動員中央聯盟と協力提携し、新に國民精神總動員運動の一項目として、道路愛護運動を起すことになり、舊臘、兩會連名を以て各地方長官に對し、別紙の如き實施依頼狀を出したのである。

惟ふに、國民精神總動員の趣旨、精神を國民日常の業務生活に體現するの途は必ずしも少きを嘆じない。けれども、道路愛護運動の如きは、最も實行容易にして、效果甚大なる絶好の題目と云ふべきではあるまいか。蓋し、道路は國民の日常生活上、必須不可缺の手段であり、これが維持修繕の良否は直ちにその生活々動に至大の影響を及ぼすものであるから、單純なる清掃作業や小修繕行爲の如きは、まさに沿道住民の公共的責務であると云へないこともないし、又これが實行は必ずしも難しとしないであらう。現に、道路法第二十三條に於ては………特別ノ事由アル場合ニ於テハ、管理者タル行政廳ハ下級行政廳又ハ私人ヲシテ道路ノ修繕ニ關スル工事ヲ執行セシメ又ハ道路ノ維持ヲ爲サシムルコトヲ得る旨規定して、特別の事由ある場合に於ては、法律上の命令として私人に對し、道路の維持修繕をなさしむることを認めて居るが、諸般の事情を考慮するときは、寧ろ進んで廣く町村乃至沿道住民に道路掃除請持丁場を擔當せしめた明治五年太政官布告第三百二十五號、道路掃除ニ關スル條目の精神に復歸して、これを根本原則とするのが適當ではないかとすら思はれるのである。しかし、法律制度の詮議穿鑿はいづれともあれ、現下未曾有の重大時局に際會しては、それ等を超越して沿道住民が一致協力して道路の維持修繕作業に従事することは、奮に勤勞報國、公共奉仕、公物愛護等の精

神を振作涵養するに役立つばかりでなく、積極的な道路改良工事の財源に追はれて兎角閑却され易い維持修繕の事業が美事に遂行せられることにもなり、又、この共同作業を通じて、郷黨團結隣保相助の美風を助長することにもなるであらう。總じて道路愛護運動が、國民精神總動員運動の趣旨を最もよく達成すべき實施項目であることは極めて明白であると云はねばならない。

以上、云はでもがな効能を述べ立てたが、要は實踐の二字に盡きる。各府縣共、本運動の趣旨に全幅の協賛を興へられ、注意事項御參酌の上、地方々々の事情に適應した實施方法を定めて十分効果を擧げて頂きたいものである。

勿論、最近は道路愛護運動が漸く旺となり、各地に愛護團體の誕生を見我が道路改良會に於ても、昨年道路功績者表彰規程を制定した程であるから、從來熱心に本運動を實施して、顯著なる成績を納められた府縣も多々あるのである。従つて、今更なにも……と云ふ感じを有たるる向もあることと思はれるが、今回は國民精神總動員運動の一項目として、その旗幟の下に行ふ譯であるから、關係各位に於かれては、何卒緊樞一番、以て道路愛護會其の他關係各團體の指導督勵に遺憾なきやう御努力を切望する次第である。

尙、本運動は、前述の趣旨に於て行ふのであるから、お祭騒ぎに墮することや、徒らに成績の優劣を競ふが如きことは絶対に避くべきで、致々黙々として實效を納めなければならぬことは勿論であるが、成績特に優秀なる團體に對しては、道路改良會に於ても、表彰規程に依つて功績を顯彰するの用意

があることを附記して置く。

(別紙) 年 月 日

道路改良會長
日本交通協會長

北海道廳長官
府 縣 知 事

道路愛護運動ニ關スル件

道路カ一般交通上産業經濟ノ振興上將又軍事國防上極メテ重要ナルハ言フ俟タサル所ニ有之殊ニ近時道路改良事業著シク進展シ國運ノ隆昌ニ寄與致居候事ハ邦家ノ爲洵ニ御同慶ノ至リニ堪ヘサル次第ニ御座候然ル處之カ改良後ニ於ケル維持修繕ニ關シテハ沿道住民並ニ一般通行者ノ特段ナル理解及協力ヲ俟ツニ非サレハ到底之カ萬全ヲ期シ難キコト明白ナルニモ拘ラス從來道路愛護ニ關スル一般ノ關心乃至認識ニ缺クル所有之様被存候就テハ國民精神總動員運動ノ一項目トシテ、道路愛護運動ヲ實施スルハ道路維持修繕上顯著ナル效果ヲ擧クルコトヲ得ルハ勿論勤勞報國公物愛護ノ觀念ヲ涵養普及セシムル上ニ於テモ相當貢獻スル様被存候條適當ナル時期ヲ選定シテ擧縣的ニ之ヲ實施セラルル様御配意相成度此段及御依頼候也

追テ左記事項本運動實施ノ御參考迄ニ申添候

記

一本運動ハ國民精神總動員運動ノ一項目トシテ實施スルコト

二 實施ノ時期ニ付テハ府縣ノ事情ニ依リ適當ニ選定スルコト

三 實施ノ範圍ハ可成區々ニ互ルヲ避ケ舉縣一齊ニ行フコト

四 本運動宣傳ニ使用スル「ポスター」等ニハ道路愛護ニ關スル標語ノ外、可成國民精神總動員ノ文言ヲ揭記スルコト

五 本運動ノ實施ニ關シテハ市町村長、中等學校長、小學校長、道路愛護會其ノ他關係諸團體ノ十分ナル協力ヲ求ムルコト

六 道路愛護作業ニ關シテハ左記ニ依ルコト

(一) 道路愛護週間トナスカ、道路愛護デートナスカハ府縣ノ事情ニ依リ適宜之ヲ定ムルコト、但シ、デ
ー
トナス場合ニ於テハ隔月一回トナス等繼續的ニ之ヲ實施スルコト

(二) 道路愛護作業ノ項目ハ概ネ左記ニ依ルコト

(イ) 道路、橋梁、側溝、街路樹、並木、道路元標、道路標識、里程標等ノ修理、清掃、美化

(ロ) 路面ノ修理、路肩ノ雜草刈、緣芝ノ刈取、道路ノ法手入、側溝浚渫、排水ノ整備

(ハ) 交通障害物ノ除却

(三) 道路愛護作業ハ學校生徒、道路愛護會員、消防組員等ノ勞力奉仕ニ依リ之ヲ行フコト

(四) 道路愛護作業ハ土木部課長統率ノ下ニ所轄土木出張所長夫々之カ指導督勵ニ當ルコト

七 本運動實施ニ際シ從來道路愛護會ノ結成ナキ市町村ニ對シテハ極力之カ設置方ヲ勸奨スルコト